

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立高倉小学校

校長氏名 田 中 順 子 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

高倉小学校の教育目標である「喜び合える子」を受けて、以下に特別支援教室の教育目標を設定する。

- (1) 自立活動6区分27項目のうち、1 健康の保持（4）障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること、2 心理的な安定（1）情緒の安定に関すること、3 人間関係の基礎（4）集団への参加の基礎に関すること、4 環境の把握（2）感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること、5 身体の動き（1）姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること、6 コミュニケーション（5）状況に応じたコミュニケーションに関することに関する指導を行う。
- (2) 在籍学級の集団活動のうち集中力、読み書き、ルールやマナー等の課題を克服する指導を行う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童の障害の特性に応じて、連携型個別指導計画を基に適切な指導を行う。感覚統合、コミュニケーション、情緒安定、学習面など、児童の課題に合わせた指導を行う。
- (2) 学校生活支援シートを保護者とともに作成し、個々の課題を客観的に分析し、児童の実態に基づいた支援を行う。家庭での状況や本人の成長の様子、学校生活における課題を共有し、児童の特性に適した支援を見直していく。
- (3) 巡回指導教員、学級担任、特別支援教育コーディネーター、巡回相談心理士など、関係機関等と連携し、感覚統合や読字、書字など必要に応じた指導を行う。

3 指導の重点

- (1) 感覚統合、読字、書字、感情のコントロールなど、それぞれの課題に合わせた教材を用意し、繰り返し指導を行う。
- (2) クラスの集団活動で守るべきルールやマナーを知り、周囲に合わせて協力しながら活動することが出来る力を育てる。

4 その他の配慮事項

- (1) 一人ひとりの実態や課題を見取り、特性に応じて、1 単位時間での内容を柔軟に調整し、特別支援教室の指導目標を達成できるよう努める。
- (2) 巡回指導教員、学級担任、家庭の三者で児童の状況について情報共有することで連携を密にし、指導内容を適宜改善するよう努める。
- (3) 一人ひとりの実態により、個別指導を中心とした指導計画を立てながら、必要に応じて、類似した課題をもつ児童をグループ化した小集団指導を実践する。